

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和7年6月18日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 高橋 和宏

1 工事概要

- (1) 工 事 名 滋賀森林管理署高島森林事務所模様替工事（電子入札対象案件）
 （電子契約試行対象案件）
- (2) 工事場所 滋賀県高島市今津町住吉１丁目３－１　今津法務総合庁舎
- (3) 工事内容 今津法務総合庁舎内模様替工事及び木造平屋建て車庫新築工事
 詳細は「設計図書」のとおり
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和８年１月１６日まで
- (5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく技術提案書等を求め当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (8) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局の競争参加資格のうち、別表 1 の 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 元請けとして、別表 1 の 2 に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。なお、同種工事の施工実績が入札説明書に示す公共工事の実績である場合にあっては、工事成績評定の評定点が 65 点未満のものは実績として認められない。
経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。
- (5) 当該工事の施工実績等に係る技術提案書が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき配置できること。
ア 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
なお、詳細については入札説明書による。
イ 別表 1 の 2 に示す期間に完成・引渡しが完了した上記（4）の同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上である場合のものに限る。ただし、経常建設共同企業体にあっては、1 人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。なお、当該経験が入札説明書に示す公共工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定の評定点が 65 点未満のものは経験として認めない。
ウ 建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する営業所ごとに専任として置く営業所技術者等として登録されている者にあっては、他の建設工事において専任の主任技術者又は監理技術者として職務を兼務していない者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（平成 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した同種工事のうち、別表 1 の 3 に示す期間に完成・引渡しした工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定の評定点の平均が 65 点以上であること。
- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、別表 1 の 4 に示す区域内に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書、確認資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、別表 1 の 4 に示す区域内であること。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(14) (2) の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。

この場合、(1) 及び (3) から (13) の事項を全て満たしているときは、開札の時ににおいて (2) の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

ただし、開札の時に (2) の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：別表 1 の 5 のとおり。

イ 提出場所：別表 1 の 5 のとおり。

ウ その他

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、FAX 等によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、技術提案書等は上記イに原則電子メール（提出期限必着。）で送信すること。

(3) 技術提案書等は入札説明書に基づき作成すること。

(4) 上記 (2) のアに規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式（簡易型）の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

イ 上記 2 の (5) の技術提案、上記 3 の (1) の資料で示された実績等により、最大 30 点の加算点を与える。

ウ 得られた標準点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目の指針となる事項

ア) 企業に関する項目事項

イ) 配置予定技術者に関する項目

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \}$ ）を算出し、次の条件を全て満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格では、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局：上記3の(2)のイに同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び近畿中国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報入手すること。

なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記アからウにより入札説明書等必要な情報を交付する。

ア 交付期間：別表1の6のとおり。

イ 閲覧場所：上記(1)と同じ。

ウ その他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札：別表1の7のとおり。

イ 紙入札方式による入札：別表1の7のとおり。

ウ 開札：別表1の7のとおり。

エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は、委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除

イ 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 利付き国債の提供

(イ) 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式は自由。）を電子入札システムにより提出すること。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は自由。）を提出すること。

なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格がない者に該当する。

エ 上記アの場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3の(2)のイに同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（令和5年6月）による。

(11) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を

記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

（12）下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について

工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。

ただし、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる場合がある。この場合の要件、手続き並びに違約罰等については、入札説明書等による。

（13）本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款（別表1の8）」をダウンロードすること。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

（15）詳細は入札説明書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「[発注者綱紀保持対策](#)」をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表 1

工事名：滋賀森林管理署高島森林事務所模様替工事

1 競 争 参 加 資 格	格付年度：令和 7・8 年度 格付内容：建築一式 等 級：A、B、C、D 等級
2 同 種 工 事	実績期間：平成 22 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事 同種工事：建築一式工事（建物の新築工事、改築工事、増築工事又は修繕工事）庁舎又は事務所、住宅
3 工 事 成 績 評 定 点 の 平 均 点	期 間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
4 所 在 地	近畿中国森林管理局管内に所在する府県
5 技 術 提 案 書 等	提出期間：令和 7 年 6 月 19 日～令和 7 年 7 月 2 日 17 時 提出場所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課 電話：050-3160-6700 メールアドレス：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp
6 入札説明書等の交付・閲覧 （紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間：令和 7 年 6 月 18 日～令和 7 年 7 月 25 日
7 入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始 令和 7 年 7 月 23 日 9 時 00 分 入札締切 令和 7 年 7 月 28 日 9 時 30 分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において 令和 7 年 7 月 28 日 9 時 30 分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和 7 年 7 月 28 日 9 時 45 分 開札場所：近畿中国森林管理局 4 階共用会議室 A
8 国有林野事業工事請負契約約款	令和 7 年 4 月 10 日以降に入札契約手続きを開始する工事の請負契約から適用